

別紙

令和2年3月11日

保護者 様

氷川町（組合）教育委員会
教育長 太田 篤洋

新型コロナウイルス感染症対策に係る臨時休業期間延長について

新型コロナウイルス感染症拡大防止のための臨時休業（休校）期間中、各ご家庭におかれましては、今回の臨時休業の趣旨をご理解いただき、お子さんの安全で安心な生活の確保についてご対応いただいておりますことに感謝申し上げます。

しかしながら、国内における感染者の拡大に歯止めがかかっておらず、これからしばらくの間の対応が重要であるとされています。

そのような状況の中、熊本県教育委員会より臨時休業期間延長の通知がありましたので、氷川町としても下記のとおり臨時休業（休校）期間延長の措置を講じます。

つきましては、引き続きお子さんの健康管理に十分配慮のうえ、期間中のお子さんの過ごし方については、学校と連携を図りながら適切にご対応いただきますようよろしくお願いします。

記

1 臨時休業（休校）期間

令和2年3月25日（水）まで延長する

※3月26日（木）から春休みに入ります。

2 家庭へのお願い

- （1）新型コロナウイルスの感染拡大を防止するための臨時休業措置であるという趣旨をご理解の上、引き続き人が集まる場所等への外出を避け、基本的に自宅で過ごすようにしてください。

※健康維持のために屋外での適度な運動や散歩を妨げるものではありません。感染リスクを極力減らし適切な行動をお願いします。

- （2）お子さんの健康管理には引き続き十分留意され、異常がある場合には適切に対応するとともに、学校にも速やかに連絡してください。
- （3）臨時休業期間中の生活において、引き続き生活リズムが崩れないようにし、学校と連携の上、家庭学習にしっかり取り組むようにしてください。
- （4）お子さんの家庭生活については、令和2年3月3日付け「臨時休業期間中の対応について」を参照のうえ、引き続きご協力をお願いします。しかしながら、お子さんの生活について、自宅での生活がどうしても困難な場合は、学校までご相談ください。

3 その他

今回の臨時休業による現学年の未学習内容は、新年度の学校行事等を精選・工夫のうえ授業時数を確保し学習するように努めます。